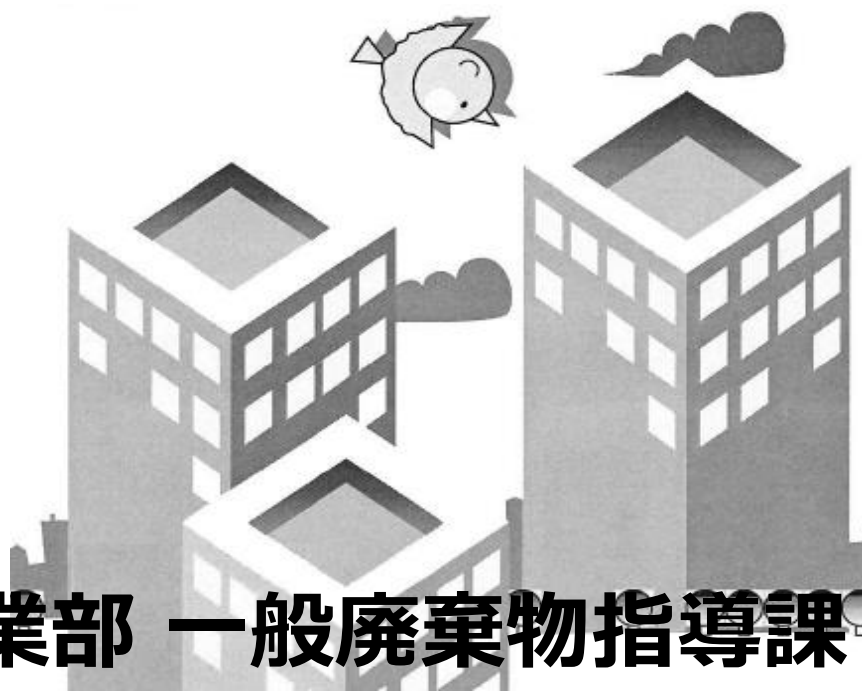


令和5年度 廃棄物管理責任者講習資料

立入検査での視点について



大阪市 環境局 事業部 一般廃棄物指導課



立入検査と立入結果通知書について

➤ 立入検査の実施

- 原則 **2年に1回**
- 減量計画書に基づき、**減量・再資源化が効果的に取り組まれているか確認**

特定建築物における事業系廃棄物の
減量推進及び適正処理に関する指導要綱
<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000199600.html>

➤ 立入検査結果に基づく立入結果通知書の交付

- 各検査項目に成績（点数）を表示
- 特記事項欄には特に注意すべき点を記載



1.立入検査について

(1) 立入検査項目の変更について（令和5年度から改正）

- 検査基準の明確化や平準化を行った
- 10点評価を導入し、重要ポイントをわかりやすくした
- 質問項目を要点ごとにまとめ時間の節約と立会人への理解を求めやすくした
- 廃棄物の保管施設において品目の分別明示の確認を行うこととした

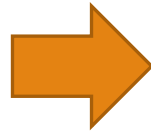


(2) 立入検査の視点

A 廃棄物の適正区分・適正処理および状況把握について (150点)

検査の視点

事業所から出る廃棄物の
発生状況と、
適正区分・適正処理



- 一般廃棄物、産業廃棄物、資源化可能な紙類の保管施設が確保され、場所の明示も含め、適正に管理されているか
- 廃棄物が適正に分別されているか
- 廃棄物に応じた処理委託契約書の締結、産業廃棄物においてはマニフェストの交付を行っているか

など

「適正区分と適正処理」

事業系ごみを、一般廃棄物、産業廃棄物、資源化可能な紙類に適正に区分し、それぞれ適正に処理すること。

B 廃棄物の発生抑制について（36点）

検査の視点

廃棄物の発生抑制



- ・コピー用紙等使用量の削減や使用抑制が行われているか
 - ・ペーパーレス化への取組みが行われているか
- など

C 再資源化対象物の適正処理について（34点）

検査の視点

再資源化への取組み



- ・再資源化可能な紙類や飲料容器について再資源化を行っているか
 - ・紙類の再生過程等について、書面等で確認・周知を行っているか
- など

D 再生紙・再生品の使用について（22点）

検査の視点

再生紙・再生品使用
への取組み



- ・再生紙、再生品の使用促進により、循環型社会の実現に向けた取組みが意識されているか

など

E 廃棄物管理責任者の業務について（74点）

検査の視点

廃棄物管理責任者
の業務



- ・減量計画書の期限内提出
- ・廃棄物管理責任者講習の受講
- ・減量に向けた普及啓発の状況

など

2.立入結果通知書について（特記事項にみられる指摘事例）



分別の徹底

プラスチック類
（弁当がら等）は
産業廃棄物です。

材質がプラスチック類であれば、汚れていても、産業廃棄物として処理してください。

産業廃棄物の適正処理

- 産業廃棄物は、書面による契約を締結し、マニフェストを発行して、適正に処理してください。
- 産業廃棄物の保管場所には、法令で定められた掲示板の掲示が必要です。

産業廃棄物を適正に処理することは、廃棄物処理法で定められています。

掲示板の例

60cm以上	
産業廃棄物 保管場所	
保管場所の管理者の氏名又は名称	(株) △△△△ 管理部 ○○○○
連絡先 (電話番号)	TEL 0 6-XXXX-XXXX
産業廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類
最大保管高さ※	1. 8 m